

令和2年12月1日施行の改正漁業法により

密漁の罰則が強化されました

- ・アワビ・ナマコが特定水産動植物に指定され、許可等を受けずに採捕した者、密漁品と知って運搬、保管、取得し、又は処分の媒介、あっせんなどを行った者への罰則が新設されました
- ・無許可操業や漁業権侵害の罰則が引き上げられました

特定水産動植物（アワビ・ナマコ）
採捕の罪・密漁品流通の罪を新設

- ・3年以下の懲役又は
3000万円以下の罰金



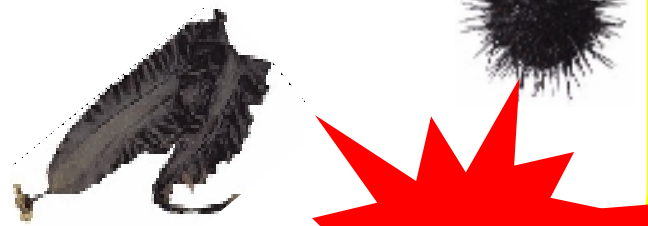
無許可操業の罪について
罰則を引き上げ

- ・3年以下の懲役又は
300万円以下の罰金



漁業権侵害の罪について
罰則を引き上げ

- ・100万円以下の罰金



密漁は絶対にやめましょう！

詳しくは水産庁のWebサイトへ⇒

🔍 水産庁 密漁対策

お問い合わせは⇒

北海道十勝総合振興局産業振興部水産課
0155-26-9059（漁業管理係）

釧勝地区密漁防止対策協議会